

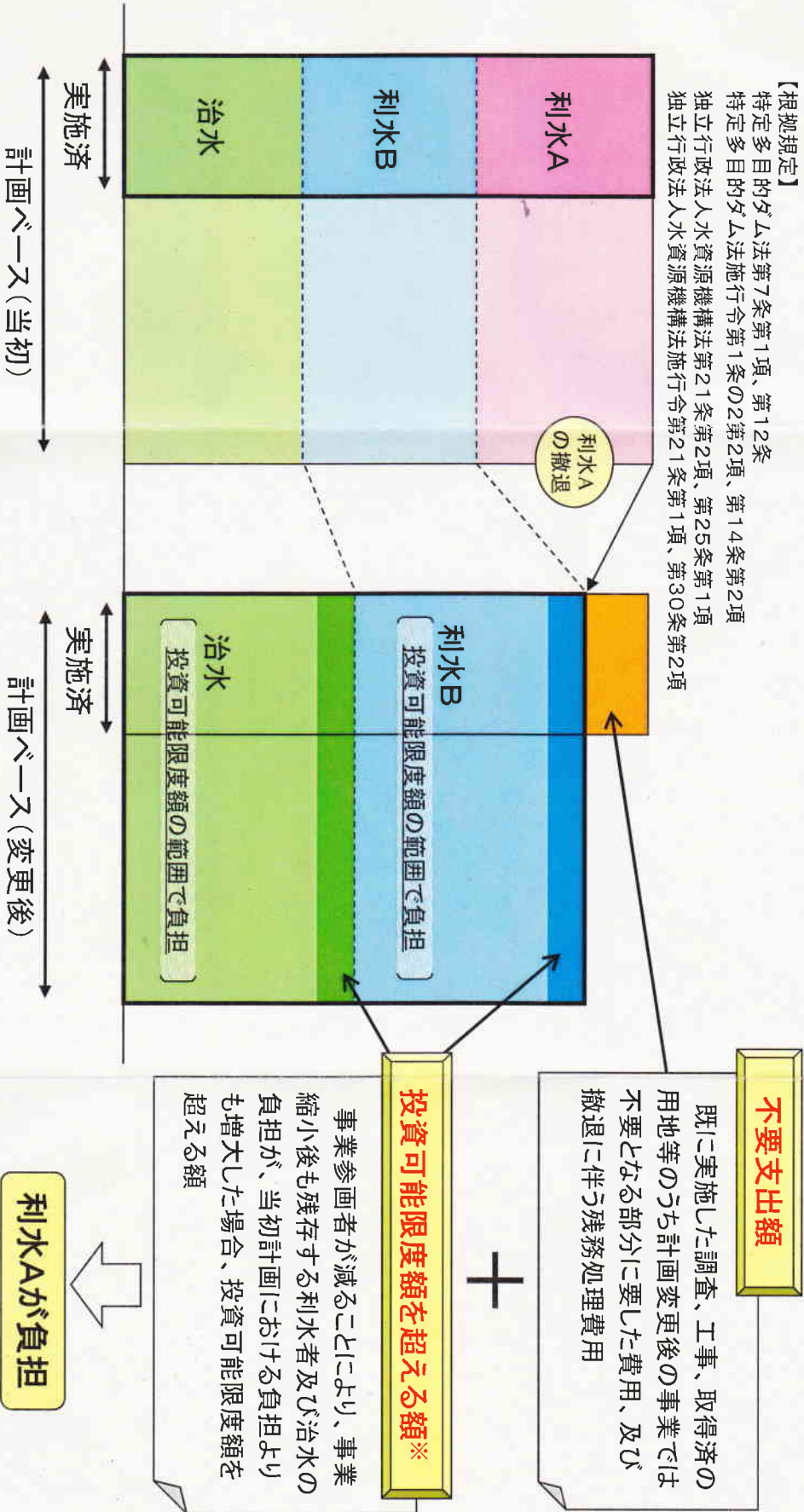
利水者が撤退する場合の費用負担ルールについて

・複数の主体が共同で費用負担を行う多目的ダムの建設事業においては、各用途に係る部分のみを単独で建設した場合に要する費用(=身替り建設費)又は施設から得られる効用を金銭に換算した額(=妥当投資額)のいずれか小さい額(=投資可能限度額)の範囲で費用を負担することとしている。

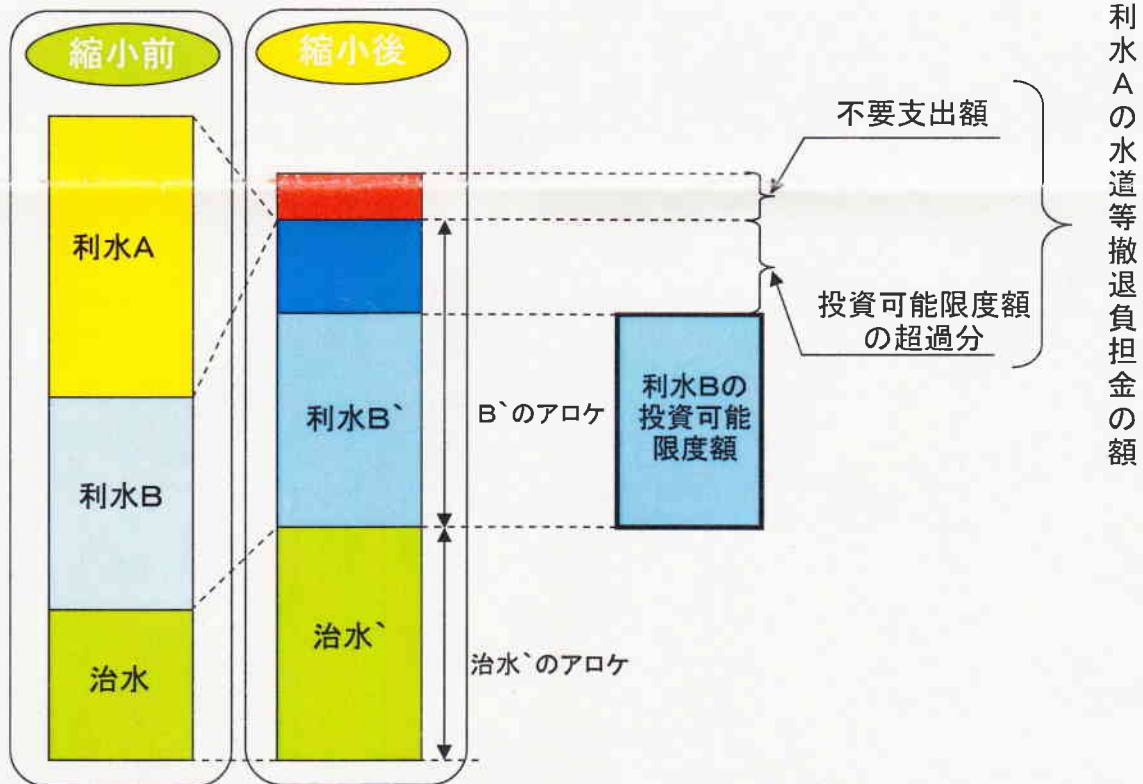
・一部の事業参加者がやむを得ず事業から撤退した場合、既に実施してきた事業の中で不要となる部分(不要支出額)が発生したり、変更後の計画において他の事業参加者の費用負担が増大し、**投資可能限度額を超過した場合は、撤退する者へ当該費用の負担を求めるもの。**

【根拠規定】

- 特定多目的ダム法第7条第1項、第12条
- 特定多目的ダム法施行令第1条の2第2項、第14条第2項
- 独立行政法人水資源機構法第21条第2項、第25条第1項
- 独立行政法人水資源機構法施行令第21条第1項、第30条第2項



独立行政法人水資源機構法施行令第30条第2項本則の規定に基づく事業からの撤退をした者の水道等撤退負担金の額の算出のイメージ図。ただし、この方法により算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、主務大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。



- 不要支出額……事業の縮小までに既に要した費用のうち、残存事業者にとっては必要ない部分に要した費用や事業の縮小に伴う残務処理に要する費用
- 投資可能限度額……身替り建設費又は妥当投資額のいずれか少ない額
 - ・身替り建設費……ある用途について、単独でダム等が有する効用と同等の効用を有する施設を設置する場合の推定の建設費
 - ・妥当投資額……ダムに係る当該用途の施設の効用を金銭に見積もったものから運転管理費等を控除した額